策定日:平成22年2月26日

適用日:平成22年4月 1日

(一部改定:平成23年2月25日)

(一部改定:平成24年 4月 1日)

(一部改定:平成27年 1月 1日)

# ○草津市移動支援事業の考え方について

第 1項 ……目的

第 2項 ・・・・・移動支援の対象者

第 3項 ・・・・・移動支援事業の外出として対象となるもの

第 4項 ・・・・・移動支援事業の外出として対象とならないもの

第 5項 ・・・・・例外的に移動支援事業の外出として認められるもの

第 6項 ・・・・・・身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準

第 7項 ・・・・・移動支援の形態

第 8項 ・・・・・個別支援における二人による介護

第 9項 · · · · · 移動方法

第10項 ・・・・・・支給量の上限

第11項 ・・・・・移動支援事業サービスの費用単価および利用者負担額について

第12項 ・・・・・移動支援事業に係る費用単価の算定について

※今後の法令通知や社会情勢等により変更する場合があります。

### 1 目的

屋外での移動に困難がある障害者(児)の地域での自立した生活および社会参加を促進するため、 障害者等が外出するときの移動支援を行う。支援の内容は、個別的な支援が必要な場合のマンツー マンでの支援です。

#### 2 移動支援の対象者

区分	対 象 者
視覚障害	屋外の移動が単独では困難な視覚障害者・児
全身性障害	屋外の移動が単独では困難と認められる者で、両上肢および両下肢(また
	は体幹)のいずれにも障害を有する身体障害者手帳の肢体不自由1・2級
	の者・児
	または、これに準ずると市長が認める者・児
知的障害	屋外の移動が単独では困難と認められる知的障害者・児
精神障害	屋外の移動が単独では困難と認められる精神障害者・児

※全身性障害に準ずる者とは、上肢および下肢に障害があって、下肢または体幹の障害が3級以上で車椅子を利用している者・児

※重度訪問介護、同行援護、および行動援護の対象者は、これらの給付を優先します。ただし、同行援護とグループ支援の併給は可能です。

## 3 移動支援事業の対象となるもの

※原則として、一日の範囲内で用務を終えるものに限る

- 1) 社会生活上必要不可欠な外出
  - ① 公的な機関における諸手続き 公的な手続きの付き添い、代筆、金銭の受け取り等の外出のことを言います。
  - ② 現在の生活において、緊急性を必要とするもの 医療機関およびこれに準ずるものへの通院(定期的な通院計画を持たないもの) 急病、怪我による治療等は、緊急性を要するものとして移動支援の対象とします。 ※ ただし、定期的な通院計画がある場合は、居宅介護(通院等介助)の対象となります。
  - ③ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後の継続性のないもの 学校の見学、施設の見学や利用手続き、入学手続 等
- 2) 余暇活動等社会参加のための外出
  - ① 自己啓発や教養を高めるための外出

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味であると一般的に解釈できるものを含め、自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出。ただし、1回限り等の終了見込が明確なものに限ります。

具体的には、美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等への外出等。

② 健康増進を図るための外出

具体的には、トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用 し運動することで、健康の維持を図るなど、体を動かすことを目的と した外出等。 ③ 地域生活に欠かせないと判断できる外出

具体的には、地域の自治会、女性会、子ども会等の行事、祭りへの参加等。

④ 生活の内容や質の充実、向上を図るための外出

具体的には、映画鑑賞、コンサート、外食、個人の嗜好による買い物 (衣類、雑貨、本、CD等)、各種団体の行事や会合への外出等。

- ※ 買い物について、食材や生活必需品等を購入することは、日常生活に必要不可欠なものであることから、居宅介護(身体介護または家事援助)の対象となります。
- ⑤ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

具体的には、冠婚葬祭への出席、見舞い等。

ただし、原則として、児童については認めません。

## 4 移動支援事業の対象とならないもの

1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出をいいます。

具体的には、会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において 講師をし、謝礼を受け取る場合等。

2) 通年かつ長期にわたる外出

通年とは、一年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいいます。 長期とは、一定期間以上継続する場合をいい、一定期間とは、3ヶ月を超える期間とする。 以下に該当するものについては、原則として移動支援の対象となりません。

- ① 学校への通学、施設への通所
  - ア 学校:大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、各種特別支援学校、学童保育、専門 学校、職業訓練校、等
  - イ 施設:障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、日中一時支援事業所、児童養護施設、 障害児施設 等
  - ウ その他:学習塾やスイミングスクール等、週単位、月単位で予め利用日が定められた定期的 な利用を行うもので、終了見込が明確でない、または期間が長期に渡るもの
    - ※上記に掲げる学校・施設・その他等への外出、または学校・施設・その他等の終了後、自宅等への送迎が目的となる場合については、「公園やコンビニ等への寄り道」を加えても移動支援の対象となりません。

ただし、次のような通例的でない事情がある場合は、利用が可能となります。

具体的には、学校への通学・施設への通所等終了後、保護者が事故、急病等により緊急入院し病院へ立ち寄る。親族等の訃報等により葬祭会場へ立ち寄る等。

## ② 持病による定期的な通院

次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの。

なお、定期的な通院は、居宅介護(通院等介助又は通院等乗降介助)としてのサービス提供となります。

③ グループホームやケアホームから施設や会社等への送迎 グループホームやケアホームは、自宅と同様日常生活であり、日常生活の場から施設や会社 等へ通うことは通年かつ長期的な外出になり、外出支援の対象となりません。

#### 3) 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

#### ① 宗教活動

布教活動や勧誘等の主体的な活動については、移動支援の対象となりません。 ただし、主体的な活動であったとしても、あくまで個人の信仰による参拝で、他の趣旨がない ものや世間一般に行事として共通の認識の下に行われているものについては、移動支援の 対象とします(初詣、法事等の宗教行事等)

② 政治活動

基本的には認められませんが、参政権にかかる部分においては移動支援の対象とします。

- ③ 公序良俗に反することを目的とする場所
- 4) 事業所が企画するイベントへの外出

移動支援事業所が自ら企画する集会等のイベントは、営利目的であると疑われかねず、一般市民の賛同を得がたいことから、移動支援の対象となりません。また、指定障害福祉サービス事業所が企画したイベントで、当該指定障害福祉サービスに係る報酬が算定される場合も、移動支援の対象となりません。

#### 5 例外的に移動支援の外出目的として認められる場合

下記に示す目的地への送迎における移動支援は、介護者による障害者(児)の送迎が困難な場合に限り利用できるものとします。介護者による障害者(児)の送迎が困難な場合とは、介護者の怪我や急病等により、緊急的かつ突発的な状況で期間が限定可能な場合とします。

また、この場合は利用する事前に障害福祉課に申請をして下さい。

なお、福祉有償運送サービス、施設の送迎サービス、その他サービスによる社会資源が活用できる場合は、それらのサービスを優先させるものとします。

#### 1) 学校への送迎

通常介護を行っている介護者が、怪我や急病等の理由により、障害者(児)の通学の介助ができない場合については、最長3ヶ月と支給期間を限定して移動支援が認められます。

ただし、特別な理由(出産のため安静期間が長期で必要等)で終了期間が見込めるものについては、3ヶ月以上の長期に渡って移動支援が認められます。

## 2) 短期入所または日中一時支援における施設等への送迎

通常介護を行っている介護者が、怪我や急病等の理由により、障害者(児)の短期入所または日中一時支援における施設等への送迎ができない場合については、最長3ヶ月と支給期間を限定して移動支援が認められます。

ただし、施設通所から短期入所または日中一時支援先へ移動する場合で、同一敷地内に通所施設及び短期入所または日中一時支援先がある場合については、移動支援は認められません。

#### 6 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準

身体介護を伴う場合とは、移動支援のサービス提供時間内で、食事行為または排泄行為が想定され、介護人の支援を必要とする場合、または行動障害があるがゆえに移動中に直接的な介護が必要な場合をいいます。

身体介護を伴わない場合とは、移動支援のサービス提供時間内で、食事行為または排泄行為が 想定されるが、介護人の支援を必要としない場合、食事行為または排泄行為が想定されない場合、 および行動障害がないまたは軽度であり移動中に直接的な介護を必要としない場合をいいます。

## 1)「身体介護を伴う」の対象者について

日常生活動作①~⑥のいずれか一つ以上に該当する場合、または行動障害①~⑫の合計点数が5点以上に該当する場合とします。

ただし、行動障害項目が5点未満であっても、障害特性により利用者に直接接触して行う介護(見守等)が必要とされる場合も実情に応じて該当するものとします。

#### 2)「身体介護を伴わない」の対象者

屋外の移動が単独では困難な視覚障害者(児)、および前項(1)以外の障害者(児)

区分			判 断 基 準			
	1	歩行について 全面的な支援が必要				
日常	2	移乗について	見守り等の支援が必要、部	分的な支援が必要、全面的な	は支援が必要	
生	3	移動について	見守り等の支援が必要、部	分的な支援が必要、全面的な	は支援が必要	
活動	4	排尿について	部分的な支援が	必要、全面的な支援を	が必要	
作	(5)	排便について	部分的な支援が	必要、全面的な支援を	が必要	
	6	食事摂取について	部分的な支援が必要、全面的な支援が必要			
区		項目	配点		該当	
分		\[\frac{1}{1}\]	1点	2点	点数	
	1	コミュニケーション (3-3)	<ul><li>・特定の者であればコミュニケーションできる</li><li>・会話以外の方法でコミュニケーションができる</li></ul>	・独自の方法でコミュニ ケーションできる ・コミュニケーションでき ない		
	2	説明の理解(3-4)	理解できない	理解できているか判断でき ない		
	3	大声・奇声を出す(4-7)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要		
<i>∧</i>	4	異食行動(4-16)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日 (週5日以上の)支援が必要		
行動	(5)	多動•行動停止(4-19)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日 (週5日以上の)支援が必要		
障	6	不安定な行動(4-20)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日 (週5日以上の)支援が必要		
害	7	自らを傷つける行為(4-21)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日 (週5日以上の)支援が必要		
	8	他人を傷つける行為(4-22)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日 (週5日以上の)支援が必要		
	9	不適切な行為(4-23)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要		
	10	突発的な行動(4-24)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要		
	11)	過食、反すう等(4-25)	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要		
	12	てんかん	月に1回以上	週に1回以上		
			合計点数			

※「身体介護を伴う・伴わない」に係る支給決定要件については、障害支援区分の認定を受けている場合は、認定調査結果に基づき判断します。障害支援区分の認定を受けていない場合は、申請時の聞き取り結果に基づき判断します。

#### 7 移動支援の形態

移動支援は次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとします。

- 1) 個別支援
  - 一名の障害者(児)に対し一名の介護人により移動支援が提供されるものとします。
- 2) グループ支援

複数の障害者(児)に対しその数を下回る数の介護人により移動支援が提供されるものであって、 障害者等の数を介護人の数で除して得た数が3以下のものとします。

具体的には、最小比率: 二名の障害者(児)に対し一名の介護人の比率による支援 最大比率: 三名の障害者(児)に対し一名の介護人の比率による支援 五名の障害者(児)に対し二名の介護人の比率でも可能

ただし、グループ支援により移動支援を提供する場合、サービス提供事業者は事前にグループ 支援計画を作成し当該移動支援を受ける予定の支給決定障害者(児)全員の同意を得なければ ならないものとします。

なお、グループ支援の利用対象者は、中学生以上の障害者(児)とします。

#### 8 個別支援における二人による介護

原則、個別支援における移動支援は障害者(児)と介護人が一対一で行うものですが、障害者(児)の身体状況や行動障害等を勘案し、一人の介護人で介護することが困難である場合、複数の介護人による介護が必要な場合があります。

二人による介護の要件は、二人の介護人により移動支援を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とします。

- 1) 障害者(児)の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
- 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3) その他障害者(児)の状況等から判断して、前項(1)又は(2)に準ずると認められる場合
  - ※ 二人介護が必要な場合の具体例
    - ① 利用者の体が大きく、排泄介助に複数人の介護が必要
    - ② 利用者の多動が激しく、一人では制御できない
    - ③ 利用者に他害行為があり、一人では制御できない 等

#### 9 移動方法

徒歩又は公共交通機関(バス、電車、タクシー)等を利用することを基本とします。 車による移動で介護人が自動車を運転する場合の取扱については、下記のとおりとします。

## 1) 介護人が一人の場合

介護人が車を運転することに専念しているため、障害者(児)を介護することができないので、その間は移動支援として認められません。

## 2) 介護人が二人以上の場合

運転している介護人は、運転することに専念しているため、その間は移動支援と認められません。 もう一人の介護人については、障害者(児)とマンツーマンの状態にあって介護している者と考えられ、移動支援として認められます。

### 10 支給量の上限

支給量の決定にあたっては、障害者(児)本人またはその家族より外出の目的、場所、頻度等について聞き取りの上、下記に規定する支給量の範囲内で決定するものとします。

## 1)支給量の上限

対象者	上限支給量
身体介護を伴わない障害者・児	30時間/月
身体介護を伴う障害者・児	30时间/ 万

#### 2) 臨時的に追加できる支給量の上限

一時的な外出機会の増加で、前項(1)の上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合で、特に必要と認める場合は、前項(1)の対象者ごとの上限支給量の二倍の範囲内で支給量を追加することができる。ただし、連続して3ヶ月以上にわたる支給量の追加は認められません。

## 11 移動支援事業のサービス費用単価および利用者負担額について

サービス費用単価および利用者負担額は、次の各号の掲げるいずれかの形態に基づき、サービス利用時間に応じて、費用単価および利用者負担額を適用する。

## 1) 個別支援

サービス	利 用 時 間	費用単価	利用者負担額	
	30分未満	1,050円	105円	
「身体介護を伴わない」	30分以上1時間未満	1, 970円	197円	
障害者・児	1時間以上1時間30分未満	2,760円	276円	
	1時間30分以上2時間未満	3,460円	3 4 6 円	
	以後30分ごとに加算	700円	7 0 円	
	30分未満	2,300円	230円	
「身体介護を伴う」	30分以上1時間未満	4,000円	400円	
障害者・児	1時間以上1時間30分未満	5,800円	580円	
	1時間30分以上2時間未満	6,600円	660円	
	以後30分ごとに加算	800円	80円	

## 2) グループ支援

サービス	利 用 時 間	費用単価	利用者負担額	
	1時間30分以上2時間未満	2,510円	251円	
	2時間以上2時間30分未満	3,030円	303円	
「身体介護を伴わない」	2時間30分以上3時間未満	3,530円	353円	
障害者・児	3時間以上3時間30分未満	4,030円	403円	
	3時間30分以上4時間未満	4,600円	460円	
	4時間以上4時間30分未満	5, 150円	515円	
	以降30分ごとに加算	550円	5 5 円	
	1時間30分以上2時間未満	4,000円	400円	
	2時間以上2時間30分未満	4,700円	470円	
「身体介護を伴う」	2時間30分以上3時間未満	5,400円	540円	
障害者・児	3時間以上3時間30分未満	6,100円	610円	
	3時間30分以上4時間未満	6,800円	680円	
	4時間以上4時間30分未満	7,400円	740円	
	以後30ごとに加算	600円	6 0 円	

# 3) 短時間における車両による移動支援

第6項に基づき、「身体介護を伴う」支給決定をうけた対象者であっても、介護人が自動車を 運転する車両による移動方法で、サービス提供時間が乗降介助(見守り)等で短時間(0.5 h以下)であるため、食事行為又は排泄行為等の密接な介護が想定されない場合は、次の費用 単価を算定します。

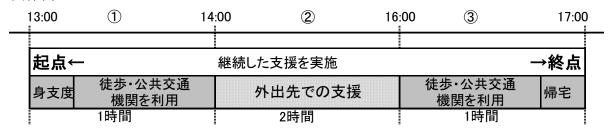
サービス	利用時間	費用単価	利用者負担額
短時間における車両によ	2.0八土港	1 000 M	1000
る移動支援(市内移動)	30分未満	1,000円	100円
短時間における車両によ	2.0.八七进	1 700⊞	170⊞
る移動支援(市外移動)	30分未満	1,700円	170円

- ※ 利用者負担額は単価の1割とする。ただし、生活保護世帯及び低所得(市町村民税非課税)の 障害者等は無料とする。
- ※ 有料道路の料金、有料駐車場の料金その他必要な経費は利用者の実費負担とする。 その他必要な経費とは、車両を利用した移動支援の場合、事業所の道路運送法上の許可等 を受けた移送料金のことを言います。

## 12 移動支援事業に係る費用単価の算定について

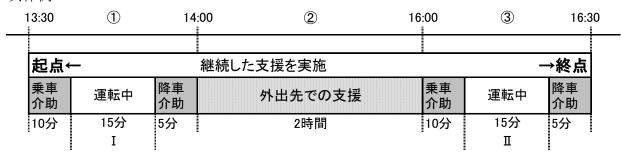
1) 基本 公共交通機関を使って移動支援を行う場合

具体例



- ◇身支度から帰宅までの外出に伴う一連の支援について、移動支援の算定対象となります。 (公共交通機関等の利用代金は利用者負担)
- ◆4時間の移動支援として算定してください。<①+②+③=4h>
- 2)介護人(介護従事者)自らの運転する車両を使って移動支援を行う場合

具体例



- ◇運転中の時間(上記 I + II = 0.5h)を除算時間とし、一連の支援について移動支援の算定対象となります。(有料道路等の利用代金は利用者負担、又事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金は利用者負担)
- ◆2.5時間の移動支援として算定してください。<①+②+③-(I+II)=2.5h>
- 3)支援が中断される場合

具体例

9:00	1	11:00	2	14:0	00	3	17:0
起点←	継続した支援を実施 <b>→終</b> 点	Ā	支援を中断		起点←	・継続した支援を実施	〕→終点
身支度 移動	外出先での支援 帰宅				身支度 移動	外出先での支援	移動 帰宅
<b>←</b>	2時間 -	<b>→</b>	※2時間以上		<b>←</b>	3時間	$\rightarrow$

- ◇支援が中断した場合、同日・同事業所であっても、それぞれに算定を行います。 なお、支援が中断した場合とは概ね2時間とします。
- ◆①の支援を2時間と算定、③の支援を3時間と算定してください。 なお、①・③の外出が介護人自らの運転する車両で移動支援を行う場合、費用の算定はそれぞれ(2)項の例により算定してください。

## 4) 二人による介護の場合

- ① 公共交通機関を使って移動支援を行う場合
- ◇(1)項の算定方法に基づき、介護人毎に移動支援として算定してください。
- ② 介護人が運転する車両を使って移動支援を行う場合
- ◇車両を運転する介護人は(2)項の算定方法に基づき、移動支援の費用を算定。 別の介護人が運転する車両に同乗して、車両内で介護に従事している介護人は(1)項の算定方 法を適用し移動支援の費用を算定します。
- 5) 例外的に移動支援の外出目的として認められる場合の費用の算定について 通常介護を行っている介護者の怪我や急病等により送迎が困難な場合で、
  - ① 期間を限定した学校・施設等への送迎で、介護人が運転する車両で移動支援を行う場合 (第5項1)
  - ② 短期入所又は日中一時支援における施設等への送迎で、介護人が運転する車両で移動支援を行う場合(第5項2)

については、移動支援のサービス提供時間が短時間(30分未満)で終了することが見込まれ、 食事行為又は排泄行為等の密接な介護が想定されないことから、「身体介護を伴う」支給決定を 受けた対象者の場合であっても、第10項3で定める費用単価を算定します。

#### 具体例

# <市内間での送迎支援>



# <市内から市外またはその逆への送迎支援> (30分未満: 1, 700円)

